

# 第2次厚木市 文化芸術振興計画 第1期基本計画

人・まち・自然が響きあう  
あつぎの文化芸術を創造する

令和3年3月  
厚木市



# 文化芸術を未来へつなぎ、 子どもたちの夢と希望が かなえられるまちへ



本年4月、本市のまちづくりの羅針盤となる「第10次総合計画（令和3～14年度）」がスタートします。将来都市像として「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」を掲げ、その実現に向けたまちづくりのビジョンの一つを「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」と決めました。

一方、本市の文化芸術分野においては、平成24年に「厚木市文化芸術振興条例」を制定、平成27年には「厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画」を策定し、市民の皆様と協働で様々なイベント等を展開しながら、活動を盛り上げてまいりました。

この度、文化芸術振興計画第2期基本計画が期間満了を迎えるにあたり、社会情勢の変化やこれまでの成果と課題を踏まえ、「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画」を策定いたしました。前計画に引き続き、文化芸術振興条例の目的である「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」を基本理念として掲げております。

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、文化芸術活動はこれまでに経験したことがない難しい状況に直面しております。しかし、文化や芸術は人々の心にゆとりや潤いを与え、活力に満ちた地域社会をつくるために必要不可欠なものです。この難局においても、文化芸術活動の維持と裾野拡大に力を注いでまいります。

本市には、豊かな自然や歴史に育まれた素晴らしい郷土文化があります。これらを継承・発展させるためには、未来を担う子どもたちを始め、より多くの市民の皆様が文化芸術に触れ、多様な文化芸術活動ができる環境を整えていくことが必要です。併せて、文化芸術団体等との連携、協働により、担い手の発掘・育成・支援に取り組んでいくことが重要であると考えております。

今後も、市民の皆様の文化芸術への理解と関心や、活動意欲が更に高まるような施策を展開し、市民協働による文化芸術活動が活発なまちづくりを推進してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました多くの市民の皆様、慎重に御審議をいただきました厚木市文化芸術振興委員会委員の皆様、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

厚木市長 小林 常良

# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

1	策定の趣旨	1
2	策定の経緯	2
3	計画の位置付け	3
4	計画期間	4
5	計画の進め方	4
6	市民参加と策定体制	5
7	対象とする文化芸術の範囲	6

## 第2章 策定の背景

1	厚木市の特性	7
2	人口の動向	8
3	市民満足度調査・市民意識調査	9
4	文化芸術振興計画に係る意向調査	10
5	モニタリング調査	13
6	文化芸術事業の参加者（出展者）数の推移	14
7	条例等の整備状況	14
8	国、県の動向	15
9	現状と課題	16
10	重点課題	21

## 第3章 計画の考え方

1	基本理念	22
2	基本方針	23
3	第2次振興計画第1期基本計画体系図	25
4	基本施策	27

## 第4章 推進体制

1	推進体制	34
2	進行管理	35

## 資料編

1	厚木市文化芸術振興条例	37
2	第2次厚木市文化芸術振興計画の策定について（諮問）	39
3	第2次厚木市文化芸術振興計画の策定について（答申）	40
4	厚木市文化芸術振興委員会規則	43
5	厚木市文化芸術振興委員会名簿	44

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 策定の趣旨

文化芸術は、人々の心にゆとりと潤いを与え、豊かな感性を養い、創造性を高め、元気な生活を送るために重要な役割を果たしています。また、異なる文化的背景を持つ人々の交流や相互理解を促し、人と人とをつなぐ役割も果たしています。

現在、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、グローバル化<sup>1</sup>の急速な進展、情報通信技術の発展に伴うソーシャルメディア<sup>2</sup>の急速な普及等、社会情勢は大きな転換期を迎えています。

このような状況の中、文化芸術は、高齢者の参加が活発である一方、子どもや青少年の参加が少なく、後継者不足が深刻な課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、数多くの文化芸術活動が相次いで中止・延期を余儀なくされたことから、今後は社会情勢に対応した新たな文化芸術活動の取組が必要になります。

私たち一人ひとりの価値観や生活意識が多様化する中、物の豊かさだけでなく、心のゆとりや生きがいのある充実した生活が求められており、心豊かな暮らしを実現するために、より一層文化芸術の力が必要とされています。

厚木市では、平成21年3月に厚木市文化芸術振興プランを策定し、文化芸術を振興するための基本理念を「人・まち・自然が響きあうあつぎ文化を創造する」と定め、市民協働により文化芸術活動を推進してきました。

平成24年12月には、この厚木市文化芸術振興プランの実効性をより一層高め、心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定めた厚木市文化芸術振興条例を制定しました。この条例では、市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に当たっては、共に連携し、協働して取り組むことや文化芸術の振興に関する基本的な計画の策定の義務等を規定しました。

さらに、平成27年3月に厚木市文化芸術振興プランを引き継ぐ、厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画（以下「振興計画第2期基本計画」といいます。）を策定し、更なる文化芸術活動の推進を図るため、市民協働により様々な施策を展開してきました。

令和2年度で振興計画第2期基本計画の計画期間が満了することから、計画の基本方針、取組の方向、成果と課題等についての検証と見直しを行い、これまでの基本理念を引き続き踏襲した、第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画（以下「第2次振興計画第1期基本計画」といいます。）を策定しました。

<sup>1</sup> 経済や文化等あらゆるものが国家や地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

<sup>2</sup> 誰もが参加できる双方向発信のメディアの総称であり、情報の発信者と受信者がつながっていることでコミュニケーションが飛躍的に広がります。



## 2 策定の経緯

本市においても、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を背景に課題が多様化・複雑化してきています。

このような状況を踏まえ、公募による市民、文化芸術に関し優れた識見を有する者により構成する厚木市文化芸術振興委員会の委員の皆様から様々な意見や提案をいただきながら、厚木市文化芸術振興プラン及び振興計画第2期基本計画の進行管理を行ってきました。また、計画期間の満了に伴い、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間とする振興計画第2期基本計画の総括や、市民満足度調査、市民意識調査、文化芸術振興計画に係る意向調査及びモニタリング<sup>3</sup>調査等の結果を基礎資料として、第2次厚木市文化芸術振興計画策定の検証を進めてきました。

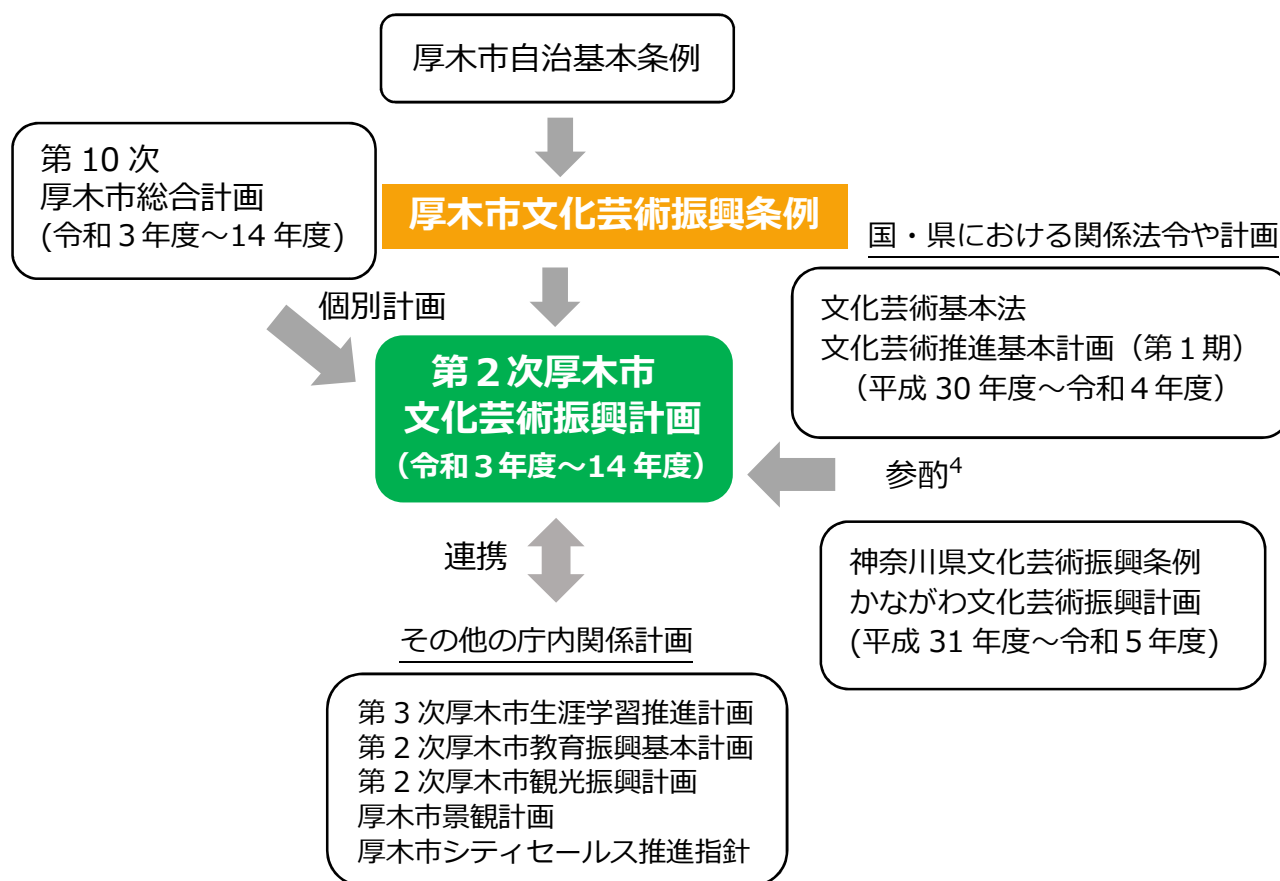


<sup>3</sup> 観測、調査、分析すること。

### 3 計画の位置付け

平成22年12月に制定した厚木市自治基本条例では、自治推進の基本原則で「文化の継承及び創造に努めること」と規定しています。また、この趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定めた厚木市文化芸術振興条例を平成24年12月に制定しました。

第2次厚木市文化芸術振興計画は、厚木市文化芸術振興条例第6条で規定する「文化芸術の振興に関する基本計画」であるとともに、平成29年6月に一部改正された文化芸術基本法第7条の2において規定する「地方文化芸術推進基本計画」となるものです。また、第10次厚木市総合計画の施策を補完・具体化する個別計画に位置付けられています。



<sup>4</sup> 他と比べ合わせて参考にすること。

## 4 計画期間

第2次振興計画第1期基本計画の期間は6年とし、基本方針、基本施策で構成します。

【図表1】第2次振興計画第1期基本計画の期間



## 5 計画の進め方

第10次厚木市総合計画との整合性を図るため、基本理念の実現を目指し、計画の柱となる基本方針及び各方針に定めた基本施策に基づき、具体的な事業を実施計画に位置付けます。

実施計画事業には、事業の進捗状況を把握するための目標指標を設定し、進捗管理として、年度ごとに各事業の実施結果や達成状況について、厚木市文化芸術振興委員会が点検を行い、結果を公表します。

また、後期実施計画を策定する際は、社会情勢の変化を含め、改めて見直しを図る等、柔軟な対応を行うことにより、計画の実効性を確保します。【図表1】

## 6 市民参加と策定体制

第2次振興計画第1期基本計画の策定に当たっては、将来を見据えた文化芸術の推進について、市民協働による検討を行うため、公募による市民、文化芸術に関し優れた識見を有する者により構成する厚木市文化芸術振興委員会に諮問しました。さらに、検討の段階に応じ、様々な市民参加手続の手法を用いることで、多様なニーズを的確に反映した計画づくりを行いました。

### (1) 市民参加手続

#### ア 厚木市文化芸術振興委員会（審議会）

公募による市民、文化芸術に関し優れた識見を有する者により構成する厚木市文化芸術振興委員会へ諮問しました。

#### イ 文化芸術振興計画に係る意向調査

文化芸術の推進に関する市民ニーズや重要度等を把握するためアンケート調査を実施し、基礎資料としました。

#### ウ パブリックコメント

第2次振興計画第1期基本計画（案）に対する意見の聴取を行いました。

また、パブリックコメント期間中に、次世代との交流会を開催し、計画の概要説明を行いました。

### (2) 策定体制

#### ア 厚木市文化芸術振興委員会（審議会）

厚木市文化芸術振興委員会において第2次振興計画第1期基本計画の策定について、計4回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

#### イ 意見聴取

国の文化芸術基本法の規定に基づき、教育委員会へ第2次振興計画第1期基本計画の素案に対する意見聴取を行いました。

#### ウ 庁内検討組織

関係する課等長による庁内検討会議を開催し、第2次振興計画第1期基本計画や前期実施計画の策定に必要な事項の検討等を行いました。



## 7 対象とする文化芸術の範囲

第2次振興計画第1期基本計画が対象とする文化芸術は、文化芸術基本法に規定されているものを基本としながら次のような範囲とします。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、俳句、短歌、川柳その他の芸術）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、義太夫、日舞、謡曲、箏曲、剣詩舞その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- (5) 生活文化（茶道、華道、書道、食文化、盆栽、山野草、菊花その他の生活に係る文化）
- (6) 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- (7) 出版物及びレコード等
- (8) 文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- (9) 各地域における文化芸術（地域固有の伝統芸能及び民俗芸能）



## 第2章 策定の背景

### 1 厚木市の特性

本市は、神奈川県を中心に位置しており、扇型に近い地形で、西部には霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっています。東部には、相模川の清流が南北に貫通し、これに併流する中津川、小鮎川、そして、これら河川の流域に平野が開けています。こうした豊かな自然環境に恵まれ、都市近接の温泉地としての七沢、飯山温泉郷等、首都圏にありながら多くの自然の魅力を備えた都市です。

また、本市は東京から約46km、横浜から約32kmの距離に位置し、東名高速道路厚木インターチェンジ、新東名高速道路厚木南インターチェンジ、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）圏央厚木インターチェンジ、厚木パーキングエリアスマートインターチェンジがあり、国道246号や129号などが交わる交通の要衝としての地理的条件から、首都圏における流通・業務機能を担う拠点都市として発展を続けています。市内には研究開発型の企業やサービス産業等の集積が進み、人的資源、情報通信技術、高度研究機能を有することから、企業や大学との連携、協働による専門性の高い事業の取組や文化芸術を学ぶ機会の提供等、多彩な文化芸術活動を実現させる可能性を有しています。

また、本市は永い歴史と伝統を有する都市であり、国の重要文化財に指定されている金剛寺の木造阿弥陀如来坐像を始め、有形・無形を問わず数多くの文化遺産が所在します。県を代表する民俗芸能の一つである相模人形芝居の林座と長谷座は国の重要無形民俗文化財に指定され、活動を続けています。その他、相模のささら踊り、相模里神楽等、貴重な芸能が時代に対応しながら、現在に引き継がれています。

平成26年4月には、市民の生涯学習及び文化芸術活動の拠点施設として、アミュールあつぎ内に、あつぎ市民交流プラザをオープンしました。サークル活動や作品の展示等、幅広い世代の交流の場所として、連日多くの方に利用されており、令和3年2月には利用者が217万人に達しました。



## 2 人口の動向

本市の人口は、平成22（2010）年以降、22万4千人付近を増減している状況です。年齢区分別の人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けている一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠の推計に基づき、本市が独自に行った推計では、本市の人口は令和12（2030）年には約22万2千人、令和17年（2035）年には約21万8千人程度にまで減少することが見込まれています。年齢区分別の人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し続け、老年人口（65歳以上）は増加し続けています。

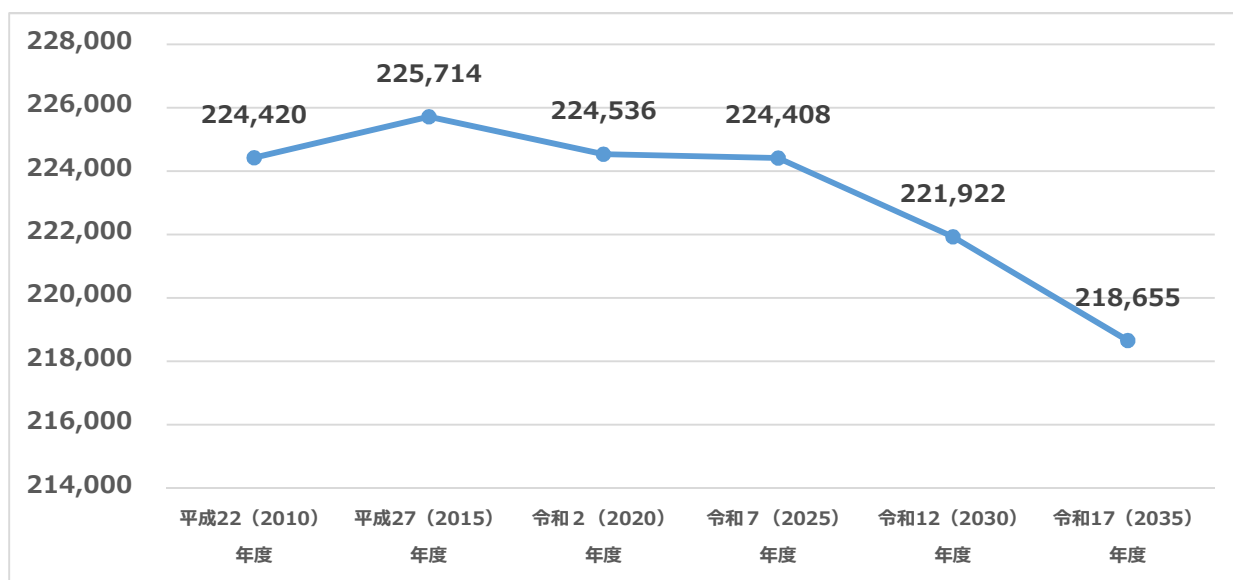
年齢区分別の割合については、令和2（2020）年に25.5%であった老年人口割合が令和17（2035）年の推計では29.4%となっており、高齢者の市民が更に増えることとなります。

### ■ 人口の推移と推計

西暦	和暦	人口総数 (年齢不詳含む)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢不詳	年少人口 割合	生産年齢人口 割合	老年人口 割合
2010年	平成22年	224,420	30,734	152,804	40,201	681	13.7%	68.1%	17.9%
2015年	平成27年	225,714	28,919	144,236	51,432	1,127	12.8%	63.9%	22.8%
2020年	令和2年	224,536	26,617	139,539	57,253	1,127	11.9%	62.1%	25.5%
西暦	和暦	推計人口総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 割合	生産年齢人口 割合	老年人口 割合	
2025年	令和7年	224,408	25,041	139,639	59,728	11.2%	62.2%	26.6%	
2030年	令和12年	221,922	24,341	136,279	61,302	11.0%	61.4%	27.6%	
2035年	令和17年	218,655	24,733	129,547	64,375	11.3%	59.2%	29.4%	

- ※ 平成22（2010）年、平成27（2015）年は、総務省「国勢調査」の値を用いています。
- ※ 令和2（2020）年は、神奈川県「年齢別人口統計調査」を用いています。
- ※ 推計人口総数は、令和2年9月時点における厚木市独自の推計を用いています。
- ※ 人口割合は、小数点第2位を切り捨てているので、合計が100%にならない年次があります。

### ■ 人口総数の推移



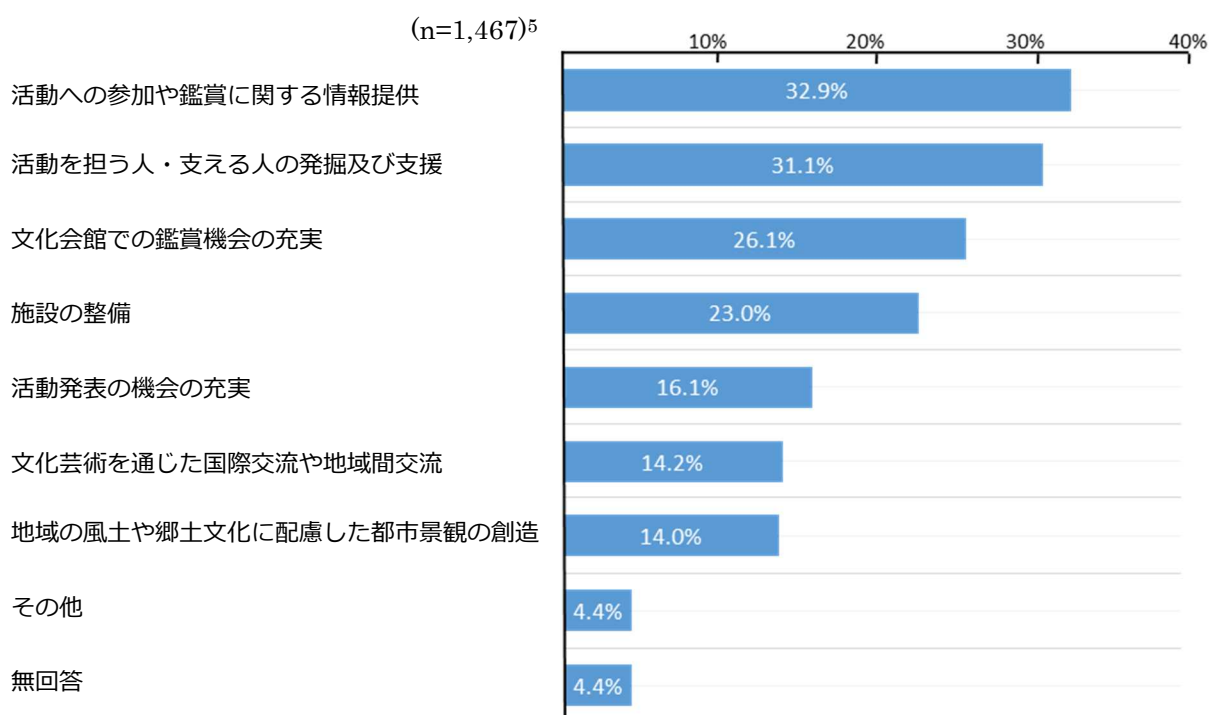
### 3 市民満足度調査・市民意識調査

令和2年6月に実施した市民満足度調査の結果において、「文化芸術活動の推進」という項目における満足度順位については、37項目中20位でした。

一方、重要度順位については、37項目中34位という結果でした。

なお、重要度順位の上位3項目は資源とごみの分別の取組（1位）、消防・救急体制の充実（2位）、災害に強いまちづくり（3位）となっています。

【図表2】 市民意識調査結果 文化芸術活動をより充実させるために、どのような取組が必要ですか。(2つまで選択可)



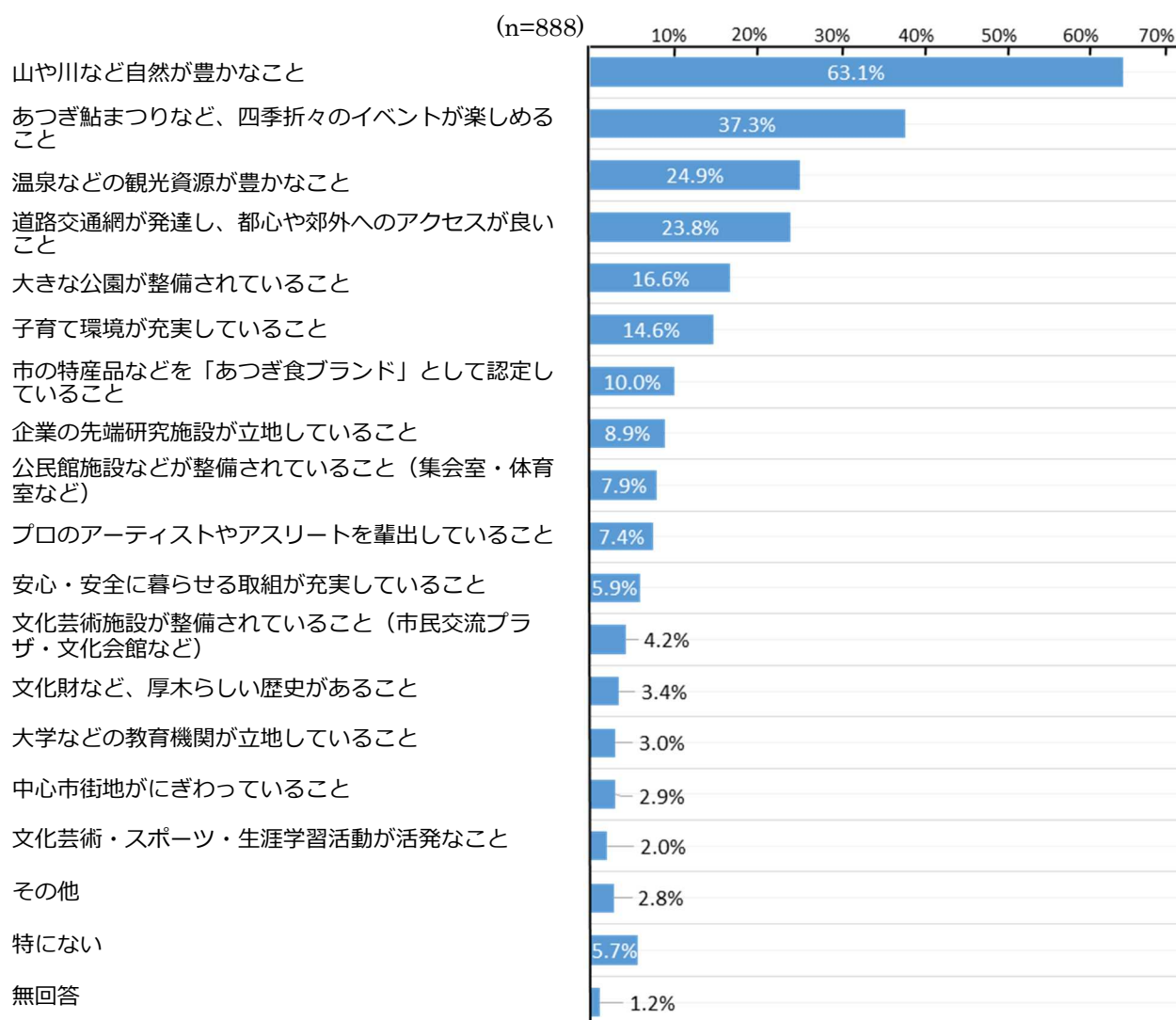
「文化芸術活動をより充実させるために、どのような取組が必要か」は、【図表2】のとおり「活動への参加や鑑賞に関する情報提供」を挙げている人の割合が、32.9%と最も高く、次に「活動を担う人・支える人の発掘及び支援」、「文化会館での鑑賞機会の充実」が続きます。

<sup>5</sup> 図中の「n」（Number of Cases の略）は、各設問の回答者数を示します。

## 4 文化芸術振興計画に係る意向調査

文化芸術活動の実態や今後のニーズを把握し、第2次振興計画第1期基本計画の策定にいかすとともに、文化芸術活動を推進していくための基礎資料とするため、令和2年5月に文化芸術振興計画に係る意向調査を実施しました。

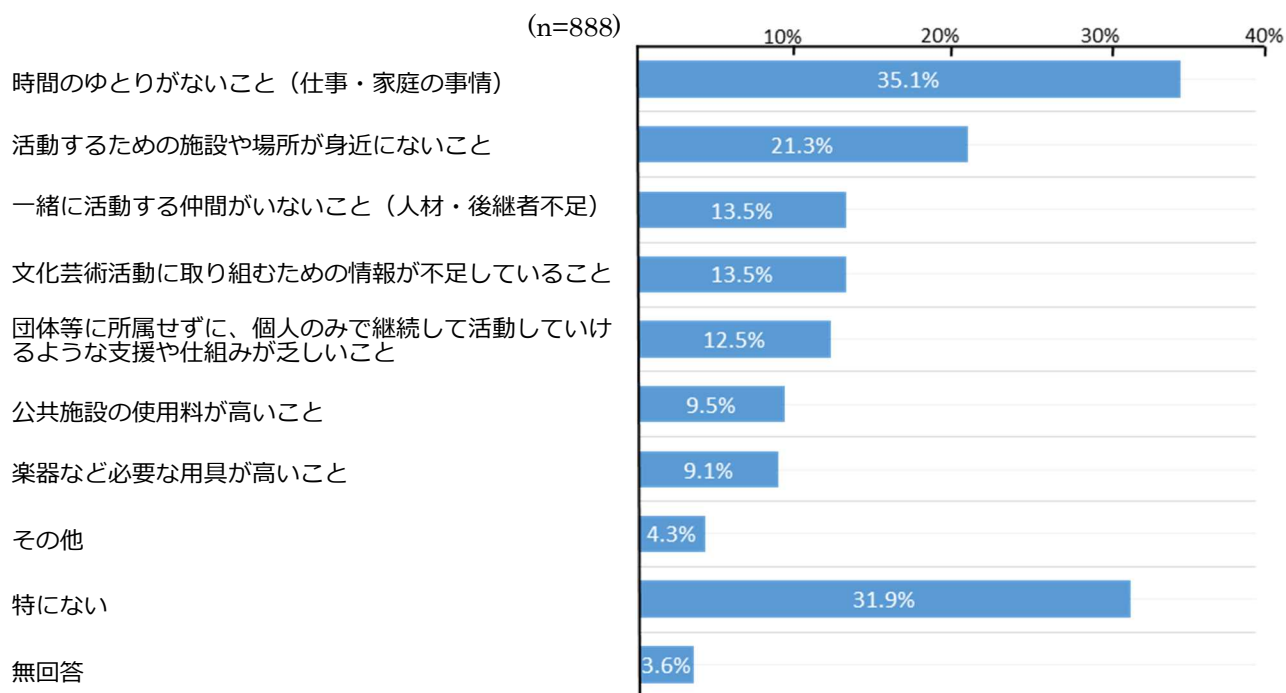
【図表3】 意向調査結果 あなたにとって厚木市をPRできるものは何ですか。(3つまで選択可)



「厚木市をPRできるもの」は、【図表3】のとおり、前回の平成25年度に行った調査と同じく「山や川など自然が豊かなこと」が63.1%と最も高く、次いで「あつぎ鮎まつりなど、四季折々のイベントが楽しめること」、「温泉などの観光資源が豊かなこと」、「道路交通網が発達し、都心や郊外へのアクセスが良いこと」、「大きな公園が整備されていること」が続きますが、「文化芸術・スポーツ・生涯学習活動が活発なこと」を選んだ人は2%でした。



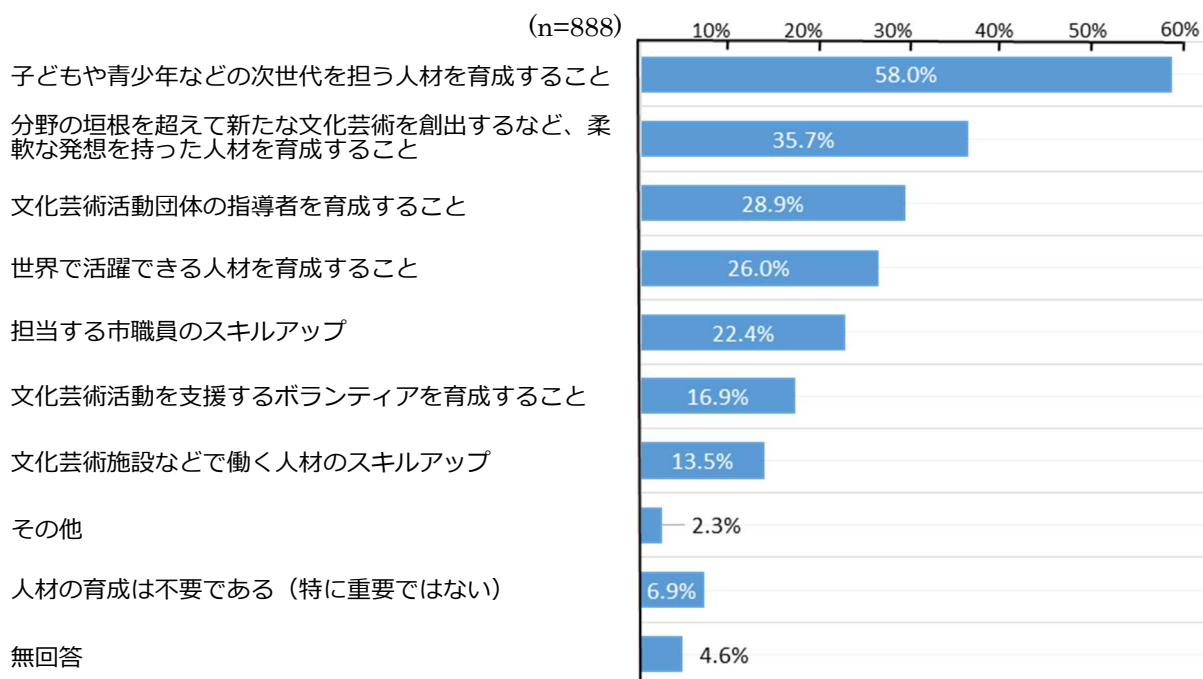
【図表4】 意向調査結果 文化芸術活動をこれから始める又は現在している上での課題は何ですか。(3つまで選択可)



「文化芸術活動をこれから始める又は現在している上での課題」については、【図表4】のとおり「時間にゆとりがないこと（仕事・家庭の事情）」が35.1%と最も高く、次に「活動するための施設や場所が身近にないこと」、「一緒に活動する仲間がいないこと(人材・後継者不足)」、「文化芸術活動に取り組むための情報が不足していること」が続きます。



【図表5】 意向調査結果 文化芸術活動を発展させるために、どのような人材育成が必要ですか。(3つまで選択可)



「文化芸術活動を発展させるために、どのような人材育成が必要か」については、【図表5】のとおり「子どもや青少年などの次世代を担う人材を育成すること」が58%と最も高く、次いで「分野の垣根を超えて新たな文化芸術を創出するなど、柔軟な発想を持った人材を育成すること」、「文化芸術活動団体の指導者を育成すること」、「世界で活躍できる人材を育成すること」が続きます。

他にも、「文化芸術のまちづくりを進めるために行政に求められること」という項目については、「文化芸術に関する公演などの情報提供」が23.4%で最も高く、次いで「日常的な練習の場の提供」が17%、「新たな文化芸術施設（美術館・音楽堂・多目的ホールなど）の整備」が13.4%、「市街地での文化イベントなどの充実」が13.3%、「子どもや青少年を対象にしたプロの芸術家や文化人と交流する場の提供」が12%と続きます。

## 5 モニタリング<sup>6</sup>調査

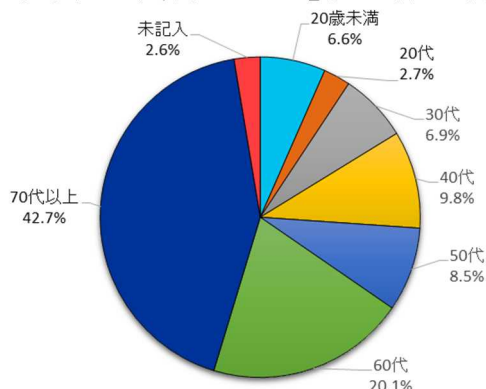
本市で行っている野外彫刻造形展、市民文化祭、市民芸術祭において実施した、過去3箇年におけるモニタリング<sup>6</sup>調査によると、イベント参加者のうち60歳以上の方が62.8%でしたが、30歳未満の参加者は9.3%でした。【図表6-1】

一方、文化芸術振興計画に係る意向調査における、「この1年間の文化芸術に関する活動状況」を年齢別に比較してみると、多くの年代で「活動した」割合が「活動はしなかった」を上回りましたが、50歳から69歳までの人においては、「活動はしなかった」割合が「活動をした」を上回る結果となりました。【図表6-2】

【図表6-1】、【図表6-2】から、49歳以下の方は1年の間のうちに文化芸術活動はしているが、本市が開催している文化芸術イベントへの参加は少ないことが分かります。

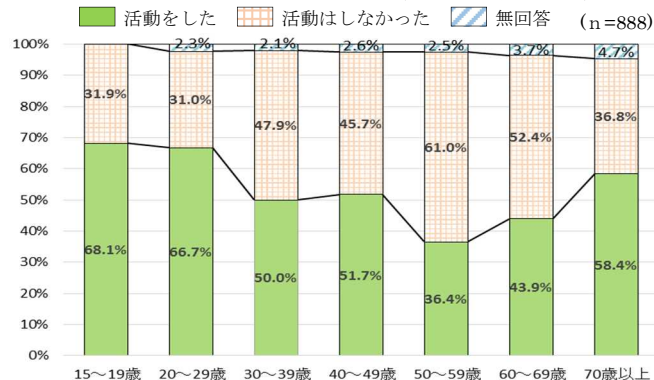
【図表6-1】

「本市文化芸術イベント」参加者の年齢層



【図表6-2】

年齢別によるこの1年間の文化芸術に関する活動状況



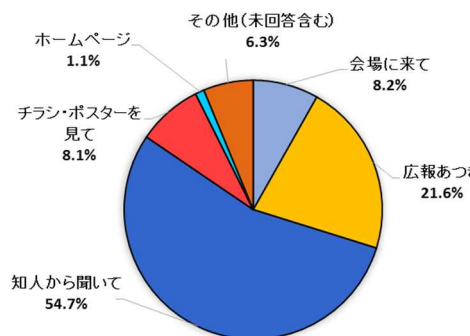
市民文化祭の参加者（出展者）に対し、行ったモニタリング<sup>6</sup>調査では、「来場者が少ない」、「若い人がもっと入場してほしい」等の声があります。【令和元年度市民文化祭モニタリング<sup>6</sup>調査より】

そのような中、市民文化祭の催しの一つである歌踊・ダンス発表会においては、近年、子どもたちに人気のあるヒップホップダンスやチアダンス等、新しい文化芸術分野での参加者・来場者が増えている傾向があります。

イベントの開催を知るきっかけについてのモニタリング<sup>6</sup>調査では、【図表7】のとおり「知人から聞いて」と答えた人が54.7%と最も多く、「広報あつぎ」が21.6%、「会場に来て」が8.2%、「チラシ・ポスターを見て」が8.1%となっています。

情報を得る手段として、ホームページを利用する人は少ないことが分かります。

【図表7】「イベントの開催を知るきっかけ」



<sup>6</sup> 2 ページ脚注参照

## 6 文化芸術事業の参加者（出展者）数の推移

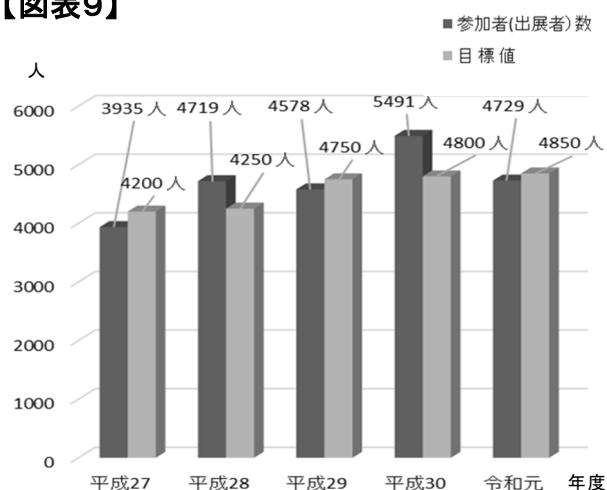
文化芸術活動が推進されていることを測る指標として定めている、あつぎ市民芸術文化祭(野外彫刻造形展・市民文化祭・市民芸術祭・あつぎミュージックフェスティバル)の参加者（出展者）数は、例年、目標値に対し概ね達成に近い数値であります。市民が文化芸術に参加する機会の提供と自発的な文化芸術活動の推進に向け、更なる取組が必要です。

【図表8】

年 度	参加者 (出展者)数	目 標 値
平成 27	3,935 人	4,200 人
平成 28	4,719 人	4,250 人
平成 29	4,578 人	4,750 人
平成 30	5,491 人	4,800 人
令和元	4,729 人	4,850 人

(※平成 29 年度・令和元年度は、台風等の悪天候による減)

【図表9】



## 7 条例等の整備状況

条例等の整備状況において、神奈川県下 33 市町村では、文化芸術の振興に関する条例を制定しているのが本市を含め 6 市<sup>7</sup>です。また、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画等を策定しているのは、本市を含め 16 市町村<sup>8</sup>です。

さらに、本市は、文化芸術振興条例の運用状況の点検等を行うため、条例の規定に基づき、厚木市文化芸術振興委員会を設置しています。

施設整備においては、厚木市文化会館、あつぎ市民交流プラザ、あつぎ郷土博物館を文化芸術活動の拠点としており、本市の文化行政は、条例や計画の策定から文化施設の充実に至るまで、県下においては先行的な取組が展開されているものの、更なる文化芸術活動の振興の充実が求められています。

<sup>7</sup> 令和 2 年 4 月 1 日現在

<sup>8</sup> 令和元年 10 月 1 日現在

## 8 国、県の動向

### (1) 国の動向

国は、平成 13 年 12 月に文化芸術振興基本法を制定し、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。また、文化芸術振興基本法では、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これにより、文化芸術は人にとっての基本的な権利であるという考え方が示されました。

平成 29 年 6 月には、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各分野における施策を法律の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることとしました。また、新たな生活文化の例示として「食文化」が追加されました。

さらに、平成 30 年 6 月には、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されました。この法律では、障がい者の文化芸術活動を活性化させることにより、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進や地域との交流の推進を図り、住みよい地域社会の実現につなげるための方向性が示されました。

また、平成 27 年 5 月に国連サミットで採択された S D G s (持続可能な開発目標)<sup>9</sup>では、文化芸術の分野においても、文化資源の保護・活用を始めとして持続可能な社会を目指した取組を推進しています。

### (2) 県の動向

神奈川県においては、平成 20 年 7 月に、多様な文化芸術の振興を図るため、神奈川県文化芸術振興条例を制定し、平成 21 年 3 月には、同条例に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示すことを目的とした、かながわ文化芸術振興計画（平成 31 年 3 月に改定）を策定しました。これにより、創造型劇場である神奈川芸術劇場（K A A T）の活用、文化芸術によるまちのにぎわいづくりの推進に向けたマグネット・カルチャー<sup>10</sup>事業の更なる展開が図られています。さらに、県内の豊富な文化資源やそれらを活用した多様な主体による文化芸術の取組を一元的に発信し、神奈川発の魅力的なコンテンツの創出を下支えする人材の育成につなげる等、文化芸術の魅力で人を引き付け、地域のにぎわいをつくり出す取組を行っています。

<sup>9</sup> 持続可能な開発目標（S D G s (Sustainable Development Goals)）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

<sup>10</sup> 神奈川県では、神奈川芸術劇場（K A A T）や県立青少年センター等の県の文化芸術施設を中心とした文化資源や観光資源を活用し、文化芸術の人を引き付ける力を活かした新たなまちのにぎわいづくりを目指す事業マグネット・カルチャー、略して「マグカル」を展開しています。



## 9 現状と課題

### 振興計画第2期基本計画の検証

#### 【基本方針1】「文化芸術活動の充実」

#### 基本施策1 豊かな自然環境をいかした文化芸術振興を図ります。

自然と一体となった文化芸術活動の振興という面において、従来からの取組として、緑のまつりでの音楽イベントやぼうさいの丘公園を会場に、自然の中で身近に彫刻、造形作品を鑑賞できる野外彫刻造形展を実施しています。また、相模川を舞台にした花火大会や民謡踊りを始めとする様々な催しが楽しめる、あつぎ鮎まつり等が市民に親しまれた事業として定着しています。

文化芸術活動の更なる推進、活性化を図っていくため、引き続き、公園施設や広場等の活用に加え、前述の意向調査結果【図表3】において「厚木市をPRできるもの」として「山や川など自然が豊かなこと」と多くの人を感じていることを踏まえ、自然と一体となった取組が必要です。

#### 基本施策2 郷土文化の継承・保存・活用を推進します。

前述のモニタリング<sup>11</sup>調査結果【図表6-1】では、本市の文化芸術イベントへ参加する市民及び文化芸術団体共に高齢化が進んでいます。また、本市の文化協会及び音楽協会においても、60歳以上が占める割合は、それぞれ84%（文化協会）、71%（音楽協会）となっており、高齢化は顕著です。特に、郷土芸能（相模人形芝居等）や伝統芸能（日舞、義太夫、剣詩舞等）の分野においては、支える技術・技能が途絶えることなく継承されるための後継者が不足していることが課題となっています。

従来から、伝統芸能の発表や文化作品の展示等、公募を通じて広く市民に発表及び鑑賞の機会を提供している市民文化祭、郷土芸能の普及と後継者の育成を図るための郷土芸能まつりや郷土芸能出前体験教室等を実施しています。今後も、文化芸術を円滑に継承していけるよう、引き続き、市民共有の財産である郷土文化を守り支えていくための取組の充実が必要です。

#### 基本施策3 子ども・青少年の文化芸術活動の充実を図ります。

小学生が友好都市の子どもたちとの交流を通して文化体験をする青少年自然文化体験、幼い頃から読書活動に関心を持つきっかけ作りとなるブックスタートを始め、

<sup>11</sup> 2ページ脚注参照

子どもたちへの文化芸術の鑑賞機会の提供や体験活動ができる取組を推進してきました。

また、あつぎミュージックフェスティバルや厚木青少年音楽コンクールを開催し、子どもや青少年が音楽活動を通じて文化芸術活動に参加する機会の創出に努めています。

前述のモニタリング<sup>12</sup>調査結果【図表 6-1】では、市の文化芸術イベントへ参加する市民及び文化芸術団体共に高齢化が進んでいる一方、子どもや青少年の参加が少ないことが深刻な課題となっている状況です。

市民芸術祭において、二年に一度行っている市民合唱に参加する子どもや青少年の割合は 9.1%（平成 24 年度）、1.9%（平成 26 年度）、2.4%（平成 28 年度）、3.4%（平成 30 年度）と低迷している傾向にあることから、子どもや青少年の参加が少ない状況となっています。

前述の意向調査結果【図表 5】でも、子どもや青少年の次世代が文化芸術活動を発展させる人材であると期待されていることから、より重視すべき取組として検討していくことが必要です。

#### 基本施策 4 文化芸術活動を担う人・支える人を発掘し、育成・支援します。

文化芸術活動を担う人・支える人の発掘や育成への取組に関しては、厚木青少年音楽コンクールや公益財団法人厚木市文化振興財団と連携して行っている舞台アカデミー事業を開催し、文化芸術を創造する喜びや発表する機会を提供しています。さらに、アウトリーチ<sup>13</sup>事業の実施による、質の高い芸術を学校等で体験する機会の提供にも努めてきましたが、文化芸術に関する技術、技能の向上や、活躍の場を広げるための取組に関しては、更なる充実が必要です。

また、本市の市民文化の向上発展に貢献し、その功績が顕著な方に対し、表彰等を行っています。今後は賞の授与だけにとどまらず、受賞者に対し、活躍の成果を披露する機会や活動の場の提供等、継続的に支援をすることで本市の文化芸術がより活性化していくような取組の検討が必要となります。

全国的な少子高齢化及び人口減少の影響により、本市においても文化芸術活動を担う人・支える人が不足する懸念が広がる中、文化芸術活動に携わる人の裾野を拡大させていく必要があります。そのような状況において、前述の意向調査結果【図表 4】にある、「仕事や家庭の事情等で時間にゆとりがない」市民が、文化芸術に気

<sup>12</sup> 2 ページ脚注参照

<sup>13</sup> 芸術家や公的文化施設等が、通常の活動の場で接する機会の少ない人々に対して、出張コンサートやイベント等を催すこと。

軽に親しむことができるような取組についても検討することが必要です。

これらの状況を踏まえ、第2次振興計画第1期基本計画では、引き続き文化芸術団体の継続的な活動ができる体制を整え、次世代への着実な継承につながるような育成・支援への取組が必要です。

## 【基本方針2】「文化芸術の振興を図るための環境整備」

### 基本施策1 公共施設の活用を図り、文化芸術活動の拠点づくりを推進します。

昭和53年11月に開館した厚木市文化会館を始め、平成26年4月にオープンしたアミューあつぎ内のあつぎ市民交流プラザ、平成31年1月にオープンしたあつぎ郷土博物館等は、文化芸術活動拠点として、多様な展示会や講座の開催等により、文化芸術を鑑賞・参加・創造し、郷土への愛着や誇りを育む郷土学習ができる充実した施設として定着しています。

今後は、既存の文化芸術活動の拠点にとどまらず、スポーツ施設等や他の公共施設、五つの大学、企業等の施設についても、より身近に文化芸術に親しむことができる場として活用していくことも必要です。

### 基本施策2 情報通信技術を活用し、市内外への情報発信を強化します。

前述の市民意識調査結果【図表2】では、文化芸術活動をより充実させる取組として「情報提供」の必要性を挙げている人の割合は32.9%を占めました。一方、前述のモニタリング<sup>14</sup>調査結果【図表7】では、イベントを知ったきっかけを「知人から聞いて」情報を得ている人の割合は54.7%を占め、最も多い結果となりました。

このことから、情報提供においては、ホームページ等の単方向の情報提供だけではなく、オンライン上で双方向コミュニケーションができ、情報の拡散力に優れているソーシャルメディア<sup>15</sup>を利用した情報提供の取組を強化する必要があります。

今後においては、公益財団法人厚木市文化振興財団や市内五つの大学等との連携も含め、様々なソーシャルメディア<sup>15</sup>を活用し、より多くの市民を始め、市外に対しても情報を発信していくため、引き続き、取組を充実していくことが必要です。

また、取組実績から、映像等のメディアを活用した文化芸術情報の発信に対しては、ケーブルテレビのあつぎ元気 Wave やテレビ神奈川及びFMヨコハマの情報番組でのイベント周知等、充実は図られていると判断できます。

<sup>14</sup> 2 ページ脚注参照

<sup>15</sup> 1 ページ脚注参照

今後は、発信した情報をより市民に注目してもらうため、情報発信力に優れた本市にゆかりのある文化芸術関係の著名人を活用する等、「ひと」から本市の文化芸術活動の魅力を発信する取組も必要です。

### 基本施策3 文化芸術活動に対して支援します。

市民団体等が、主体的に行う地域の特性や、地域の資源を活用した文化芸術活動の取組の支援に努めてきました。

今後においては、文化芸術に携わる人が、より自主性をもって活動できるための多様な支援を行っていくことが必要です。

#### 【基本方針3】「市民協働による文化芸術活動を通したまちづくりの推進」

### 基本施策1 市民協働による文化芸術活動を推進します。

市民参加型による市民文化祭や市民芸術祭等、市民や市民団体等との連携、協働により取り組んだ事業の事業数や、年々参加者が増加している実績等からも、充実を図られています。

文化芸術活動を更に推進していくため、市民ボランティアや大学、企業等との連携、協働を強化していくことが不可欠であることから、引き続き、取組の拡充を図っていくことが必要です。

### 基本施策2 文化芸術による取組を厚木のにぎわいづくりにいかします。

あつぎ鮎まつりやにぎわい爆発あつぎ国際大道芸等、中心市街地から文化芸術活動を発信し、市街地の活性化を図るために取り組んでいる事業は、参加者や来場者が増加していることから、充実を図られています。

前述の意向調査結果【図表3】にあるように、「厚木市をPRできるもの」として、あつぎ鮎まつり等の「四季折々のイベントが楽しめること」への割合が高い状況を維持していくため、引き続き、取組の拡充を図り、更なる厚木のにぎわいづくりにつなげていくことが必要です。

### 基本施策3 文化芸術を通して、社会福祉の増進を図ります。

各地区の公民館活動における文化芸術への取組、出前講座による文化芸術関係の講座、厚木市障がい者体育大会において手話による歌の発表等を実施しています。

今後、文化芸術活動を通じて更に社会福祉を増進していくため、引き続き、障が

い者や外国籍市民等、あらゆる人が参加しやすい場での文化芸術活動を鑑賞・体験できる機会の充実に努めていくことが必要です。

#### **基本施策4 文化芸術に関する交流を通して、市民の相互理解の機会を増やします。**

本市の友好都市のニューブリテン市、揚州市、軍浦市、横手市、網走市、糸満市との訪問団の派遣や受入のほか、交流推進事業として写真展やアート展を従来から実施しています。

また、異文化の理解や交流促進のため外国籍市民とのインターナショナルティーサロンの開催、オリンピック・パラリンピックを契機としたホストタウンのニュージーランドとの文化交流等、文化芸術の友好都市間交流や多文化交流に関しては充実が図られています。一方で、文化芸術に携わっている市民や市民団体の相互による交流に関しては、更なる取組が必要です。

引き続き、交流を通して多様性を認め合う価値観の醸成を図る取組を充実させるとともに、今後の取組として、文化芸術に対する課題やニーズを的確に把握できる場づくりの検討等、文化芸術活動の更なる発展につなげていく取組も必要です。

#### **基本施策5 文化芸術を取り入れて豊かな景観の形成を推進します。**

身近に文化芸術を鑑賞し、豊かな景観の形成を創出するため、公共スペースを活用した絵画等の展示を行い、あつぎ素敵美術館や野外彫刻造形展では、ぼうさいの丘公園等において彫刻、造形作品を展示しています。

前述の意向調査結果【図表3】では、「厚木市をPRできるもの」として山や川など自然が豊かなことへの割合が高い状況を踏まえ、引き続き、文化芸術的な要素を取り入れた豊かな景観の形成を推進していくことが必要です。



## 10 重点課題

現在、少子高齢化が進み、日本の総人口が減少することが見込まれている中、本市の人口動向についても、総人口は平成 27 年度の約 22 万 5,000 人をピークとして減少に転じ、その後も減少傾向にあると推計されています。

このような社会情勢の中、市民満足度調査や市民意識調査、文化芸術振興計画に係る意向調査、厚木市文化芸術振興委員会からの答申、振興計画第 2 期基本計画の検証等から三つの課題を重点課題として導き出しました。

一点目は、本市の文化芸術活動の大半を支えている高齢者の方々が第一線から離れた際に、文化財や伝統芸能を始めとする文化芸術全般において、後継者が不足してしまうことが深刻な課題となっています。本市の文化芸術団体の高齢化が進む中、今後の活動を維持、継続するためには、新たな会員の加入が不可欠です。

文化芸術活動を更に推進し、厚木らしい文化芸術の創造を目指すため、今後は、全ての市民が文化芸術の後継者になり得るものとして、参加者の裾野を広げていく取組が必要です。

二点目は、本市の文化芸術イベントの現状として、市民芸術祭に参加する子どもや青少年の比率が低いことや、前述のモニタリング<sup>16</sup>調査結果【図 6 - 1】からも、文化芸術の多くの分野において、高齢者による参加は活発である一方、未来を担う子どもや青少年の参加が少ない状況が課題となっています。

文化芸術に対して興味や関心を持つための取組として、気軽に文化芸術に親しめる環境や質の高い文化芸術に触れる機会の提供等、子どもが更に文化芸術に親しむ環境づくりが必要です。

三点目は、前述の意向調査結果【図表 4】の回答として高い割合を示した、仕事や家庭の事情で時間にゆとりがなく、日頃から文化芸術活動に参加できない多くの市民がいることが課題です。今後は、より多くの市民が柔軟に文化芸術活動に参加できるような新たな手法を検討していく必要があります。併せて、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来活動を制限された市民に対しても、新たな手法により対応策を考えていかなければなりません。

これらの重点課題を解決していくため、第 2 次振興計画第 1 期基本計画の策定に当たっては、新たな視点に立った、社会情勢の変化に応じた様々な取組について検討し、文化行政が未来に向けて、発展していくため、文化芸術活動の効率的・効果的な情報発信を推進していきます。

さらに、公益財団法人厚木市文化振興財団との連携を強化し、公益性の向上が図られた事業と専門的な事業とをバランス良く展開することで、市民の文化芸術活動への意欲の増進を目指します。また、活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、厚木市文化会館やあつぎ市民交流プラザ、あつぎ郷土博物館等、文化芸術の鑑賞や活動ができる施設の充実を図り、文化芸術に触れ合い、参加する機会を増やしていくことも重要です。

<sup>16</sup> 2 ページ参照

# 第3章 計画の考え方

## 1 基本理念

### 「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」

(厚木市文化芸術振興条例第1条)

#### 基本理念の目指すまちの姿

- ・ 豊かな自然に恵まれた快適で住みよい都市として知られているまち
- ・ 市民や芸術家が創造的な文化芸術活動を展開しているまち
- ・ 芸術家等の創造活動が理解され、市民に受け入れられるまち
- ・ 身近な場所で楽しめる文化芸術イベントが開催されているまち
- ・ 文化芸術活動を市、市民、大学及び企業等が協働で推進するまち
- ・ 文化芸術を未来へつなぐまち
- ・ 文化芸術活動で夢と希望がかなえられるまち

文化芸術基本法では、文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものと定義しています。

本市では、平成21年3月に厚木市文化芸術振興プランを策定し、文化芸術の振興に当たっては、人・まち・自然という三つの要素の調和が視点として欠かせないものであるとしました。

平成24年12月に制定した厚木市文化芸術振興条例においては、「人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること」を第1条の目的に規定しています。厚木市文化芸術振興プランで掲げた理念は、振興計画第2期基本計画においても掲げられ、三つの基本方針のもと、文化芸術に携わる人の裾野を広げるための取組を進めてきました。

第2次振興計画第1期基本計画においても、これまでの基本理念を引き継ぎ、社会情勢の変化から生じる諸問題や多様化する市民ニーズを的確に捉え、基本理念の目指すまちの姿の実現に向けた様々な施策に取り組みます。文化芸術は、人々にとってゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであることから、文化芸術がもたらす重要性を市民が実感できるような取組を推進します。

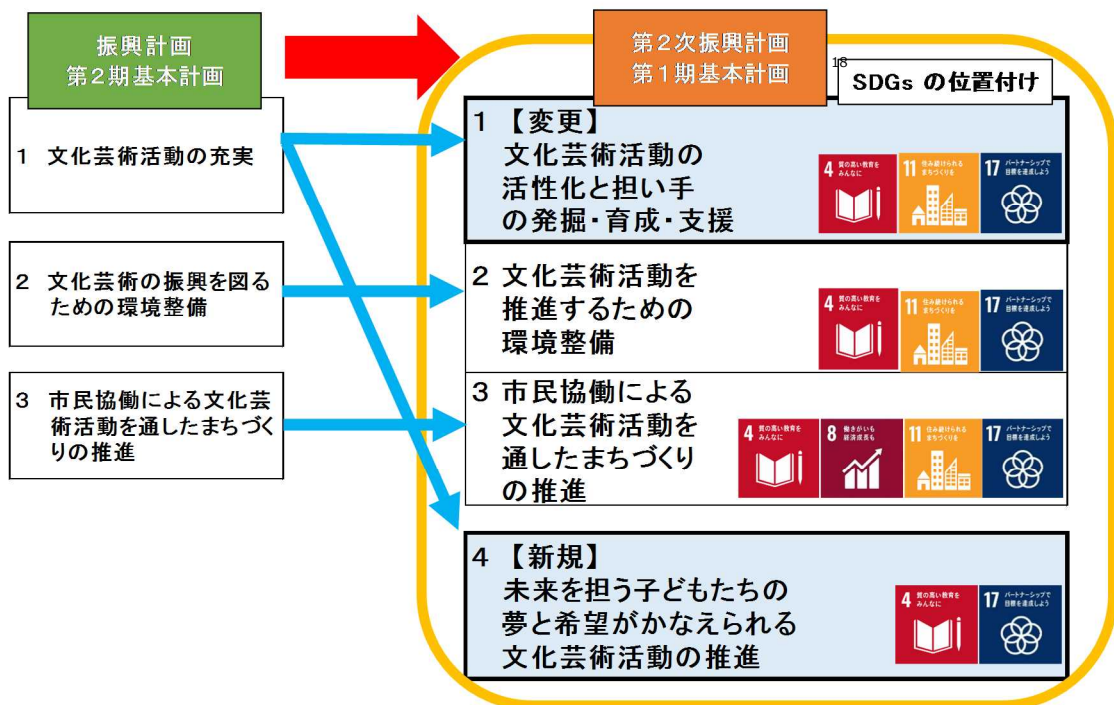
## 2 基本方針

振興計画第2期基本計画で掲げた基本方針を三項目から四項目としました。

基本方針1の「文化芸術活動の充実」を、これまで取り組んできた文化芸術活動を更に発展させるとともに、文化芸術活動の担い手の発掘・育成・支援に重点を置くことから「文化芸術活動の活性化と担い手の発掘・育成・支援」と変更しました。

また、基本方針4の「未来を担う子どもたちの夢と希望がかなえられる文化芸術活動の推進」は、前述の意向調査結果【図表5】において、文化芸術活動を発展させるために必要な人材の育成について、58%の市民が、子どもや青少年等の次世代を担う人材を育成することの必要性を感じている結果となりました。前述のモニタリング<sup>17</sup>調査結果【図表6-1】からも、30歳未満の文化芸術イベントの参加者は9.3%となっており、若い人の参加を望む意見も挙がっている状況となっています。これらの結果を踏まえ、厚木市文化芸術振興委員会においても、次世代の文化芸術の担い手となる、子どもや青少年の役割は、重要であり、課題でもあると認識し、文化芸術活動を通して子どもたちの豊かな感性や、創造力を育む取組に重点を置き、新たな基本方針として追加しました。さらに、第10次厚木市総合計画市民検討会議においても、子どもや青少年に対する文化芸術活動の重要性が提言されています。

### ■ 基本方針の構成



<sup>17</sup> 2 ページ脚注参照

<sup>18</sup> 15 ページ脚注参照

## 基本方針1

### 文化芸術活動の活性化と担い手の発掘・育成・支援



本市では、豊かな自然環境や地域固有の歴史、郷土文化等、地域資源をいかした活動を推進し、これまで取り組んできた文化芸術を更に定着、発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ります。また、将来に向けて文化芸術を円滑に継承していくため、文化芸術活動の担い手の発掘・育成・支援をしていきます。さらに、多様化していく市民ニーズを的確に捉え、迅速かつ効果的に応えていくとともに、より多くの市民が、文化芸術活動を発表、鑑賞できる場の提供に努めます。

## 基本方針2

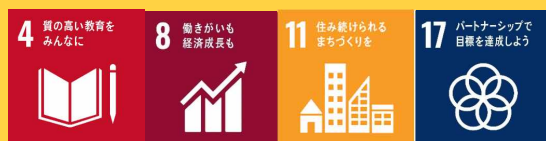
### 文化芸術活動を推進するための環境整備



本市では、市民及び文化芸術団体が様々な文化芸術に触れ、多様な文化芸術活動を行うことができるよう、あつぎ市民交流プラザや厚木市文化会館等の公共施設や民間の施設を効果的に活用していきます。また、誰もが気軽に文化芸術を楽しめる機会を増やすことにより、魅力あるまちづくりにつなげます。さらに、市、市民及び文化芸術団体がそれぞれの役割を担い、連携、協働により地域全体で文化芸術活動を推進するための環境整備に努めます。

## 基本方針3

### 市民協働による文化芸術活動を通じたまちづくりの推進



本市では、市民及び文化芸術団体との連携、協働により、文化芸術活動を通じた交流、市民の相互理解を深め、文化芸術を推進します。

また、これまで取り組んできた文化芸術活動を発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、活力に満ちたまちづくりを進めます。

## 基本方針4

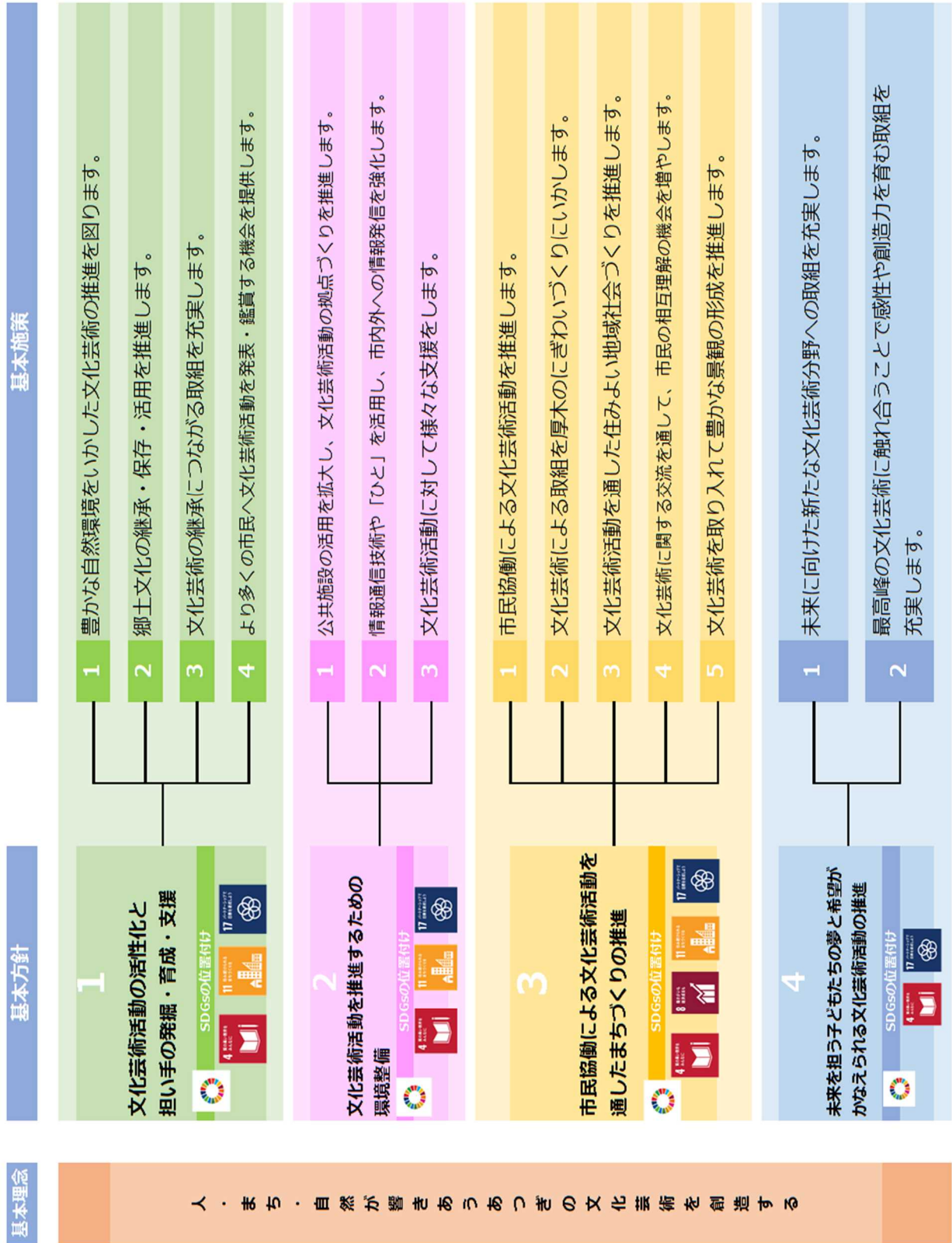
### 未来を担う子どもたちの夢と希望がかなえられる文化芸術活動の推進



子どもや青少年にとって、豊かな感性や創造力を育むため、早い時期から様々な文化芸術に直接触れることは重要です。未来を担う子どもや青少年が文化芸術分野において優れた人や質の高い作品と触れ合うことにより得られた刺激や憧憬の念は、未来への秘められている可能性を引き出すきっかけになります。また、成長過程の中でのあらゆる場面において、選択肢を広げるものとなり得ます。

質の高い文化芸術を直接体感できる機会を増やすための取組や新たな文化芸術の分野に対する発表の機会の充実を図る等、子どもや青少年に対し、文化芸術に携わるきっかけづくりとなる取組を推進することで、夢と希望がかなえられるまちの実現を目指します。

### 3 第2次振興計画第1期基本計画体系図





## ■ SDGs<sup>19</sup>の考えを取り入れた取組

第2次振興計画第1期基本計画の基本理念で掲げた「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」を実現するため、SDGs<sup>19</sup>の17の国際目標のうち、「4.質の高い教育をみんなに」、「8.働きがいも経済成長も」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」を文化芸術の推進に積極的に取り組んでいくものとしました。SDGs<sup>19</sup>は発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、政府や地方公共団体、民間企業等が積極的に取り組んでいます。

第2次振興計画第1期基本計画では、文化芸術関連事業を実施するに当たり、SDGs<sup>19</sup>に掲げられた目標を施策体系に位置付け、「誰も置き去りにしない」社会の実現を意識して事業を展開していきます。

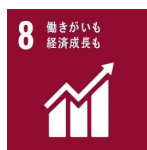
### 4. 質の高い教育をみんなに

全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



### 8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク<sup>20</sup>）を促進する。



### 11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント<sup>21</sup>）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



### 17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ<sup>22</sup>を活性化する。



<sup>19</sup> 15 ページ脚注参照

<sup>20</sup> 2009年に国際労働機関総会において21世紀の国際労働機関（ILO）の目標として提案され支持されました。ディーセントには、きちんとした、まともな、適正なといった意味があります。

<sup>21</sup> 弾力・柔軟性があるさま。

<sup>22</sup> 地球規模の協力関係で、世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携することを示します。

## 4 基本施策

### 基本方針1 文化芸術活動の活性化と担い手の発掘・育成・支援

#### 基本施策1 豊かな自然環境をいかした文化芸術の推進を図ります。

本市の魅力として多くの人が感じている、山や川等の豊かな自然は、最も重要な文化資源の一つとなることから、公園施設や広場を活用した芸術作品の展示やイベントの開催等、身近にある豊かな自然に恵まれた環境と一体となった文化芸術の活動に取り組みます。

##### 【主な取組例】

- ・野外彫刻造形展、あつぎ鮎まつり等の開催
- ・七沢自然ふれあいセンターを活用した文化芸術活動の充実

#### 基本施策2 郷土文化の継承・保存・活用を推進します。

本市には、地域の自然、歴史、風土等に根ざした文化によって生み出された数多くの文化財があります。

貴重な市民の財産である文化財は、将来にわたって確実に継承していく必要があります。中でも郷土芸能は、後継者不足が深刻な課題となっていることから、受け継がれてきた技術・技能を守り、支え、途絶えることなく継承していくための取組を充実します。

さらに、郷土に対する愛着や誇りを育み、郷土文化への理解を深めるためにも、本市の文化財を適切に保存、活用していく取組を推進するとともに、郷土が持つ魅力をより多くの人に発信していきます。

##### 【主な取組例】

- ・郷土芸能まつり等における郷土芸能の発表、鑑賞機会の提供
- ・郷土芸能出前体験教室、郷土芸能学校の開催
- ・市史等、文化財刊行物の発行
- ・文化財一般公開や文化財を活用したイベントの開催

#### 基本施策3 文化芸術の継承につながる取組を充実します。

拡充

本市の文化芸術を継続的に発展させていくため、芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽等の分野においても、円滑に次世代へつなげる取組を充実します。

文化芸術の魅力を伝えるためのアウトリーチ<sup>23</sup>やワークショップ<sup>24</sup>の充実を図ることで、文化芸術の技術・技能を継承していく人材の発掘や育成につなげ、担い手の自立的で活発な取組を促します。また、ボランティア等、文化芸術活動を支えていく人材を充実させていくことにも努めます。

さらに、本市の表彰制度については、受賞者の誉れとなるとともに、受賞者に対する尊敬の念が、今後の文化芸術活動の裾野を広げる原動力になり得ます。そこで、引き続き表彰を実施するとともに、今後は受賞者にその成果を披露・発表する場を提供し、更なる活動の飛躍や文化芸術の継承につながるような取組を充実します。

#### 【主な取組例】

- ・ 伝統文化親子教室や技能教室の開催等、文化芸術の活動を体験、継承する機会の充実
- ・ 学校等へのアウトリーチ<sup>23</sup>事業
- ・ 様々な文化芸術に関する情報提供
- ・ 運営ボランティアの育成
- ・ 野外彫刻造形展、市民文化祭、市民芸術祭の開催
- ・ 受賞者を更に活躍させるための場の提供

### 基本施策4 より多くの市民へ文化芸術活動を発表・鑑賞する機会を提供します。

拡充

多様化する文化芸術に関する市民ニーズを的確に捉えつつ、より身近な場所で文化芸術に親しむことのできる環境づくりを充実させるとともに、障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者に至るまで、文化芸術活動を発表・鑑賞する機会を更に提供します。

また、仕事や家庭の事情で文化芸術活動を行う時間的なゆとりがない市民や感染症対策に伴い、従来の文化芸術活動が制限されたことから、文化芸術活動を発表・鑑賞する新たな方法による取組を図ります。

#### 【主な取組例】

- ・ あつぎ市民芸術文化祭(野外彫刻造形展・市民文化祭・市民芸術祭・あつぎミュージックフェスティバル)等の開催
- ・ あつぎロードギャラリーの充実
- ・ ライフステージ<sup>25</sup>や市民ニーズに合わせた文化芸術活動の提供

<sup>23</sup> 17 ページ脚注参照

<sup>24</sup> 進行役や講師を迎えて行う音楽等の体験講座

<sup>25</sup> 年齢に伴って変化する生活段階をいいます。就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどのライフイベントを経過しながら、それぞれのステージで家族構成や家計などが変わりますので、この変化を想定した人生設計が提唱されています。

- ・オンライン配信を活用した、文化芸術活動を発表・鑑賞する機会の提供

## 基本方針2 文化芸術活動を推進するための環境整備

### 基本施策1 公共施設の活用を拡大し、文化芸術活動の拠点づくりを推進します。

より多くの人に文化芸術を身近に感じてもらうため、市民の自主的な文化芸術の活動と情報発信の拠点であるあつぎ市民交流プラザ、厚木市文化会館及びあつぎ郷土博物館にとどまらず、スポーツ施設等の公共施設についても、気軽に文化芸術活動ができる場所として活用します。

また、今後は、市内の大学、企業等の施設や街中の様々な場所を文化芸術の発信スポットとしての活用につなげます。

#### 【主な取組例】

- ・関係機関等との連携、協働により幅広く文化芸術活動ができるスポットの創出
- ・既存の文化芸術活動の拠点以外で市民が日常的に足を運ぶ場所の活用

### 基本施策2 情報通信技術や「ひと」を活用し、市内外への情報発信を強化します。

厚木市文化会館での公演や市内で開催されるイベント等については、引き続き、広報あつぎ等の刊行物や市ホームページ、本厚木及び愛甲石田駅前でのデジタルサイネージ(電子看板)による情報提供を行うとともに、ケーブルテレビやFM放送等を活用した周知を充実します。

同時に、日々刻々と情報が更新される社会において、文化芸術の情報を誰もが気軽に共有できるソーシャルメディア<sup>26</sup>の活用を強化します。

また、各世代層のニーズに合わせた柔軟な情報提供や公益財団法人厚木市文化振興財団を始め、市内の五つの大学や企業等との連携、協働による情報の発信等、更なる情報発信の強化に努めます。

さらに、発信した情報をより市民に注目してもらうため、情報発信力に優れた本市にゆかりのある文化芸術関係の著名人等の影響力を活用し、本市の文化行政における取組等について広く市内外に紹介していくことで、文化芸術活動の拡充と元気のあるまちづくりにつながるよう努めます。

#### 【主な取組例】

- ・広報あつぎを始めとする市の刊行物の活用

<sup>26</sup> 1 ページ脚注参照

- ・ ホームページ、デジタルサイネージ(電子看板)の活用
- ・ 地域メディアの活用
- ・ Facebook 等のソーシャルメディア<sup>27</sup>の活用の強化
- ・ ライフステージ<sup>28</sup>や市民ニーズに配慮した柔軟な情報提供
- ・ 著名人等、本市にゆかりのある人材の活用

### 基本施策3 文化芸術活動に対して様々な支援をします。

市民や文化芸術団体が主体的に行う文化芸術活動が、更に活発に行うことができるよう、様々な支援の充実を図ります。

#### 【主な取組例】

- ・ 文化協会及び音楽協会等、団体への支援
- ・ 文化芸術に関する様々な助成制度等の情報提供
- ・ 後援等名義等使用承認に伴う、人的及び財政的援助

## 基本方針3 市民協働による文化芸術活動を通じたまちづくりの推進

### 基本施策1 市民協働による文化芸術活動を推進します。

市民協働により、引き続き、市民及び文化芸術団体の自主的かつ創造的な文化芸術活動を推進していきます。

また、事業を企画・運営するに当たっては、公益財団法人厚木市文化振興財団を始め、市民ボランティア、市内の大学や企業等との連携を更に強化し、心豊かな暮らしと活力に満ちたまちの実現を目指します。

#### 【主な取組例】

- ・ あつぎ市民芸術文化祭、市民協働提案事業、輝き厚木塾等の開催
- ・ 産官学との連携を更に強化した事業の企画・運営

### 基本施策2 文化芸術による取組を厚木のにぎわいづくりにいかします。

イベント等の開催により中心市街地から文化芸術活動を発信し、市街地の活性化を図ります。

また、文化芸術基本法が改正され、「食文化」が生活文化の例示に新しく加えられ

<sup>27</sup> 1 ページ脚注参照

<sup>28</sup> 28 ページ脚注参照



たことから、本市の風土が育んだ特産品や「食」に関する特徴を観光等、他の分野と連携しながら発信することで、厚木のにぎわいづくりにいかします。

【主な取組例】

- ・あつぎ鮎まつり、にぎわい爆発あつぎ国際大道芸等の開催
- ・観光等、他の分野と連携した厚木ならではの「食文化」を感じる機会の提供・発信

### 基本施策3 文化芸術を通じた住みよい地域社会づくりを推進します。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づき、障がいの有無に関わらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進していきます。

障がい者や外国籍市民等が、地域社会へ参加する機会をつくり、共に文化芸術活動に取り組んでいくことで、多様性の理解の更なる向上と、住みよい地域社会の促進に努めます。

【主な取組例】

- ・公民館を始めとする身近な場所での文化芸術活動に参加できる機会の提供
- ・障がい者や外国籍市民等が参加しやすいイベントや講座の充実

### 基本施策4 文化芸術に関する交流を通して、市民の相互理解の機会を増やします。

文化芸術を通じた国内外の友好都市との交流や多文化との交流について、更なる充実を図ります。

また、本市の文化芸術活動の更なる発展のため、様々な文化芸術関係者が集い、連携できるように、相互が幅広い視点で、文化芸術を推進する上でのニーズや直面している課題についての情報交換ができる機会を提供します。

【主な取組例】

- ・国内外の友好都市との交流を推進するための写真展やアート展等の開催
- ・異文化への理解や交流促進の機会の提供
- ・文化芸術団体相互の交流等の機会の提供

### 基本施策5 文化芸術を取り入れて豊かな景観の形成を推進します。

本厚木駅前周辺は商業ビルやオフィスビルが集積し、人の往来も多い行政・文化の中心地です。一方で、本市には、郊外に足を延ばせば価値ある文化財、歴史的建造物や、丹沢山系や相模川を始めとする緑と水の豊かな自然が数多く存在します。

整備された街並み、適切に保全されている美しい自然、歴史的景観等に、従来から根付いている地域の風土等に育まれた文化に配慮しながら文化芸術作品を設置する等、新たな文化芸術の要素を取り入れ、更に魅力あふれるまちの形成を市民との連携、協働により推進します。

【主な取組例】

- ・あつぎ市民交流プラザ、厚木市文化会館、公園等のスペースを活用した文化芸術作品の展示等
- ・野外彫刻造形展の開催
- ・古民家岸邸を活用した季節の展示会の開催
- ・地下道でのアートイベント

## 基本方針4 未来を担う子どもたちの夢と希望がかなえられる文化芸術活動の推進

### 基本施策1 未来に向けた新たな文化芸術分野への取組を充実します。

新規

キッズダンスやヒップホップダンス、チアダンス等、近年、子どもや青少年の参加が著しい新たな文化芸術の分野の発表の場を増やし、自己を表現する喜びや感動が得られる機会の充実に努めます。

より多くの市民が関心・興味を持ち、参加できる取組を充実させ、新たな文化芸術の分野が定着したものとなるよう努めます。

【主な取組例】

- ・市民文化祭を始めとした市主催事業での新たな文化芸術分野の発表の場の充実
- ・文化芸術関係の職種を題材にしたワークショップ<sup>29</sup>等、子どもや青少年のニーズに沿った事業への取組

### 基本施策2 最高峰の文化芸術に触れ合うことで感性や創造力を育む取組を充実します。

新規

本市にゆかりのある文化芸術関係の著名人や、プロとして活動している文化人や芸術家、有名アーティストとの出会い、一流と呼ばれる作品の展示会等を開催します。子どもや青少年が、質の高い、最高峰の文化芸術と触れ合い、五感に刺激を受けることで、文化芸術を創造することや表現することの楽しさを実感し、文化芸術

<sup>29</sup> 28 ページ脚注参照

活動への参加意欲の向上につながる取組の充実を図ります。

また、未来のトップアーティストを目指す子どもや青少年の創造力や感性を育み、夢や希望をかなえるためのきっかけづくりとなる取組に努めます。

【主な取組例】

- ・プロを招いての体験講座、講演会や質の高い文化芸術作品を集めた展示会等の開催
- ・未来のトップアーティストの卵を発掘・育成・支援する新人シンガー発掘オーディションの開催

## 第4章 推進体制

### 1 推進体制

#### (1) 市民及び文化芸術団体との連携

市民が分かりやすい形で文化芸術活動の進捗状況等を把握するため、第2次振興計画第1期基本計画で掲げた施策をより具体化した事業をまとめた実施計画を策定し、市民及び文化芸術団体と連携、協働により各事業を積極的に取り組み、更なる文化芸術活動の推進を図ります。

なお、実施計画に基づき、市民協働により取り組んだ各事業については、年度ごとに実施結果や目標達成状況を集約し、広く市民に対し、随時、厚木市ホームページや市政情報コーナーへの掲出等で公表します。

#### (2) 大学や企業等との連携

文化芸術活動の更なる推進を図るため、文化芸術活動の拠点施設や他の公共施設の効果的な活用と併せて、市内の五つの大学や企業等に対し、各々が所有する施設の活用や本市が主催する事業への企画・立案といった運営面に対する参画等、連携、協働の強化を図ります。

#### (3) 公益財団法人厚木市文化振興財団との連携

多様化・高度化する文化芸術に関する市民ニーズに対し安定的な行政サービスを提供していくため、公益財団法人厚木市文化振興財団は、行政を補完、代替、支援する組織として重要な役割を担っています。存在意義の更なる向上と市民からの信頼と満足がより一層得られるよう、更なる連携の強化を図ります。

#### (4) 厚木市文化芸術振興委員会との連携

文化芸術は、文化芸術の推進を担当する組織のみが取り組むものではなく、文化行政として総合的に施策展開を図ることが不可欠です。

そのため、公募による市民、文化芸術に関し優れた識見を有する者により構成する厚木市文化芸術振興委員会を設置し、厚木市文化芸術振興条例の運用状況の点検や第2次振興計画第1期基本計画で掲げた施策の進捗状況に対する意見等を聴き、互いに連携、協働していくことで、文化芸術活動の推進を図ります。

なお、本委員会における会議内容等については、広く市民に対し、随時、厚木市ホームページや市政情報コーナーへの掲出等で公表します。

## 2 進行管理

計画の効果的、効率的な進行管理を行うため、P D C Aサイクル<sup>30</sup>を用いて評価や総括を行い、計画の見直しや次期計画に反映します。

文化芸術施策の実効性を上げていくためには、個々の事業について、点検や目標指標等に対する検証、評価を行い、常に改善を検討していきます。



<sup>30</sup> PLAN (計画)、DO (実行)、CHECK (検証)、ACTION (改善) の頭文字を並べた言葉で、活動を行う上で、目標を設定した PLAN (計画) に基づき、それを実施するために事務事業を DO (実行) し、事務事業の成果を測定し CHECK (検証) することにより、事務事業の ACTION (改善) を図る一連の流れです。



---

# 資料編

---

# 1 厚木市文化芸術振興条例

平成24年厚木市条例第28号

平成24年12月25日公布

## (目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）の趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定め、並びに市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本原則)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が大切に育まれ継承されるとともに、多様で特色ある文化芸術が発展するよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）が連携し、及び協働して取り組まなければならない。

## (市の責務)

第3条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

## (市民による文化芸術の継承及び創造)

第4条 市民は、第2条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加を通じて、文化芸術の継承及び創造の担い手となることができる。

## (文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

## (基本計画)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かななければならない。

(文化芸術の継承等)

第7条 市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるための必要な施策を講ずるものとする。

(市の自然等をいかした文化芸術の創造)

第8条 市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創造的活動を行う者等の育成)

第9条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民の鑑賞等の機会の充実)

第10条 市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する情報の収集及び発信)

第11条 市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

(文化芸術振興委員会)

第12条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 2 第2次厚木市文化芸術振興計画の策定について（諮問）

令和2年9月17日

厚木市文化芸術振興委員会  
委員長 飯塚 正道 様

厚木市長 小林 常良

### 第2次厚木市文化芸術振興計画の策定について（諮問）

厚木市文化芸術振興条例（平成24年厚木市条例第28号）第6条に規定する基本計画の策定について、次のとおり諮問します。

#### 1 諮問事項

第2次厚木市文化芸術振興計画の策定について

#### 2 諮問理由

厚木市文化芸術振興条例第6条第2項において、「市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。」という規定に基づき諮問するものです。

担 当 厚木市協働安全部文化生涯学習課  
電 話 (046) 225-2508 (直通)

### 3 第2次厚木市文化芸術振興計画の策定について（答申）

令和2年9月23日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市文化芸術振興委員会  
委員長 飯塚 正道

第2次厚木市文化芸術振興計画の策定について（答申）

令和2年9月17日付で諮問のありました標記の件につきまして、慎重に協議をした結果、別紙のとおり答申いたします。



## 答 申

平成 21 年度から令和 2 年度までの 12 年間で計画期間とした厚木市文化芸術振興計画では、文化芸術振興の理念を「人・まち・自然が響きあうあつぎ文化を創造する」と定めており、厚木市文化芸術振興条例に基づき、心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に向けた取組を、着実に進めている。

現在、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、グローバル化の急速な進展など、社会情勢は大きな転換期を迎えている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大であり、文化芸術の分野においても、数多くの活動が、相次いで中止・延期を余儀なくされている状況となっている。

文化芸術は、人々の心にゆとりと潤いを与え、心豊かな生活に欠かすことのできない重要な役割を果たすものであると認識をしている。今後においても、私達を取り巻く社会情勢に合わせ、様々な文化芸術活動が活性化していくことを期待する。

示された計画策定の案は、これまでの取組内容を詳細に検証し、文化芸術に関する意向調査や各イベントでのモニタリング調査結果、文化芸術基本法の趣旨の改正等、様々な角度から課題や問題点を抽出した中で、将来に向けて厚木市が推進していくべき文化芸術施策の方向性が示されており、適切であると判断した。

今後、実施される予定のパブリックコメントの意見も踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められたい。

本答申は、委員から提起された意見に基づき、本委員会の総意としてまとめたものである。

計画の推進に当たり、次の項目に配慮されたい。

- 1 今後の社会情勢の変化や、文化芸術に関する多様化していく市民ニーズに対し、迅速かつ効果的に応えるためにも、関係団体等との連携を密接に図るとともに、更なる文化芸術の発表や鑑賞の場の提供に努め、文化芸術に携わる市民の裾野の拡大に努められたい。

2 文化芸術の分野全般において、参加者の高齢化や固定化が進む一方、子どもや青少年層の参加が少ない現状から、今後の厚木市における文化芸術が円滑に継承されていくための取組の更なる充実に努められたい。

ただし、本取組の推進に当たっては、文化芸術活動の円滑な継承への担い手として期待される子どもや青少年層に対し、担うこと自体が重荷やプレッシャーとなり、文化芸術活動への参加意欲を損ねることにならないよう、十分な配慮を願うとともに、文化芸術の魅力が子どもや青少年層の五感を刺激し、文化芸術に携わるきっかけづくりにつながるよう、更なる取組の推進を図られたい。

3 未来への可能性を秘めた子どもや青少年層への取組について、子どもの頃から様々な文化芸術に触れる機会が重要であることから、特に強化していく点として質の高い文化芸術に触れあう機会への創出に向けた取組を、迅速に図っていただきたい。

4 新型コロナウイルスが文化芸術活動に与えた様々な影響に鑑み、今後の文化芸術施策を図っていく上で、新たな表現方法の一つである「オンライン」を活用した取組を積極的に進め、感染症の脅威により、文化芸術活動が衰退することのないよう努められたい。

## 4 厚木市文化芸術振興委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市文化芸術振興条例（平成24年厚木市条例第28号）第12条第4項の規定に基づき、厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 文化芸術に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市文化芸術振興条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 5 厚木市文化芸術振興委員会名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名	選任区分 詳細	選任理由
1	委員長	いづか まさみち 飯塚 正道	厚木市音楽 協会会長	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第2号の規定により、厚木市の文化芸術を推進する団体の代表であり、文化芸術に関して優れた識見を有する者として選任
2	委員長 職務代理	こもり あんな 小森 安奈	厚木ミュー ジカルカン パニー代表	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第2号の規定により、厚木市の文化芸術を推進する団体の代表であり、文化芸術に関して優れた識見を有する者として選任
3	委員	こまつ のぶこ 小松 のぶ子	市民芸術祭 運営委員会	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第2号の規定により、厚木市の文化芸術を推進する団体に属し、文化芸術に関して優れた識見を有する者として選任
4	委員	さかきばら ゆうき 榭原 勇城	厚木市文化 協会会長	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第2号の規定により、厚木市の文化芸術を推進する団体の代表であり、文化芸術に関して優れた識見を有する者として選任
5	委員	たにわき えいこ 谷脇 瑛子	公募市民	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第1号の規定により、公募による者として選任
6	委員	はやし ういこ 林 有為子	公募市民	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第1号の規定により、公募による者として選任
7	委員	もりや ともゆき 森屋 知之	郷土芸能 保存会 古式消防 保存会会長	厚木市文化振興委員会規則第2条第2号の規定により、厚木市の伝統芸能の保存を推進する団体の代表であり、伝統芸能に関して優れた識見を有する者として選任
8	委員	もりやま つよし 森山 剛	東京工芸大学 工学部准教授	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第2号の規定により、メディア芸術の専門家であり、文化芸術に関して優れた識見を有する者として選任
9	委員	わだ えつこ 和田 悦子	公募市民	厚木市文化芸術振興委員会規則第2条第1号の規定により、公募による者として選任

第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画

令和3年3月発行

発行 厚木市  
編集 厚木市 協働安全部 文化生涯学習課  
〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号  
電話 046 (225) 2508 (直通)  
FAX 046 (225) 3130  
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>  
E-mail 0350@city.atsugi.kanagawa.jp